第５回 サブオービタル飛行に関する官民協議会 議事要旨

１． 日時：令和５年１２月８日（金） １５：００～１６：３０

２． 場所：ハイブリッド形式
（構成員は内閣府宇宙開発戦略推進事務局大会議室にて対面、一般傍聴等はオンライン）

３． 議事
（１）国内事業者の開発状況報告
（２）スペースポートに関する国内外動向報告
（３）サブオービタル飛行の実現に向けた制度整備について
（４）その他

４． 出席者：別紙の通り

５． 議事概要
○ 冒頭、共同事務局を代表し、風木内閣府宇宙開発戦略推進事務局長及び北澤国土交通省航空局安全部長から挨拶があった。

○ 議事（１）に関して、資料１－１に基づき株式会社 SPACE WALKER から、資料１－２に基づき PD エアロスペース株式会社から、資料１－３に基づき株式会社 IHI エアロスペースから、資料１－４に基づき兼松株式会社から、それぞれ開発状況について説明がされた。

○ 議事（２）に関して、資料２－１に基づき一般社団法人 Space Port Japan から、国内外におけるスペースポートの検討・開発状況について、資料２－２に基づき自社宇宙港について SPACE COTAN 株式会社から説明がされた。

○ 議事（１）及び議事（２）に関して、以下の意見が出された。
- 株式会社 SPACE WALKER より、航空法には航空の用に供するとあり、航空機でない機体は滑走路を使用することができないのではないか、米国の商業宇宙輸送法について自社調査を踏まえて航空局と制度について勉強していきたい、との発言があった。
  これに対し、国土交通省航空局より、制度上は航空機に該当しない機体であっても、滑走路の使用を許可することは可能である。また、法整備にあたっては具体の機体性能を念頭に置く必要があり、開発、実用化、その先の商用化のフェーズでの検討となるが、将来の制度化に向けて米国の商業宇宙輸送法について情報提供いただき、共に検討してまいりたい、との回答があった。
- PD エアロスペース株式会社より、今年度下地島で実証実験を行ったことで、サブオービタル機の飛行に対する航空法や電波法に係る課題を洗い出すことができた。我が国の Lessons Learned として洗い出した課題を、今後協議会を通じて共有していきたい、との発言があった。

これに対し、総務省総合通信基盤局より、電波の利用については、飛行を実際に行う地域での周波数の利用によるところもあるが、電波利用に係る部分で、事業者の実証スピードを阻害することがないよう、取り組んでいきたい。そのため、事業者からも前広に事前相談をいただきたい、との発言があった。

- PD エアロスペース株式会社より、下地島で実施した実証実験は結果的に運輸安全委員会の調査対象となったが、今後サブオービタル機をはじめとして、色々な形態の飛行が考えられる中で、安全の担保の考え方については、協議会の中で知恵を出し合って、検討をしていきたい、との発言があった。

  これに対し、国土交通省航空局より、航空事故及び重大インシデントの定義は国際民間航空条約付属書において定められており、その定義に該当する事案が発生した場合には、事故調査当局が調査を行うこととされている。我が国の制度はこうした国際標準に則って作られているところ、開発段階の事故等の取り扱いについては様々な意見があると承知しているため、ご意見をお聞きしながら、今後関係機関と相談してまいりたい、との回答があった。

○ 議事（３）に関して、資料３に基づき一般社団法人 Space Port Japan 他から、「サブオービタル飛行の実現に向けた制度整備について」の要望書が事務局（内閣府宇宙開発戦略推進事務局及び国土交通省航空局）宛に提出され、説明された。

これを受けて、風木内閣府宇宙開発戦略推進事務局長より、以下の発言があった。

- サブオービタル飛行の実現にむけた制度整備の必要性が十分に高まっている。
- 制度整備にあたってはサブオービタル飛行だけでなく、宇宙機の宇宙からの帰還やロケット１段目の着陸など、多様な宇宙輸送のニーズに対応していくことが重要である。
- 宇宙輸送サービスがグローバル化することが予想される中、我が国が国際的にも調和する制度体系を設けていくことは、我が国がアジア・中東における宇宙輸送ハブとしての地位を築くことに繋がる。
- 宇宙活動法は施行されて 5 年が経過し、附則として定められている通り、見直しの時期を迎えており、頂いた要望を踏まえ、内閣府にてサブオービタル飛行の実現に向けた制度整備の検討を更に進めていく。

○ 議事（３）に関して、以下の意見が出された。

- SPACE COTAN 株式会社より、スペースポートについての制度整備の検討も併せて進める必要がある。また、将来的には高速二地点間輸送のような、海外からのロケットが我が国に飛んでくることも想定されるため、国際的に調和する制度を設けていくことは非常に重要である、と発言があった。

○ 議事（４）に関して共同事務局より、本協議会の構成員として、兼松株式会社と外務省総合外交政策局宇宙・海洋安全保障政策室を追加することについて提議があり、構成員による了承がされた。

以上

（別紙）

第５回サブオービタル飛行に関する官民協議会　出席者

＜民間企業＞

株式会社 SPACE WALKER

PD エアロスペース 株式会社

一般社団法人 Space Port Japan

一般社団法人日本航空宇宙工業会

株式会社 IHI エアロスペース

SPACE COTAN 株式会社

兼松株式会社

＜政府＞

内閣府宇宙開発戦略推進事務局長

国土交通省航空局長

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課長

文部科学省研究開発局宇宙開発利用課長

経済産業省製造産業局宇宙産業室長

国土交通省総合政策局技術開発推進室長

外務省総合外交政策局宇宙・海洋安全保障政策室長

＜関係機関＞

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構